

# 1. 耐震・防災に関する補助制度(平成28年6月現在)

制度名称	対象住宅・対象者等の要件	対象工事	申請時期	申請できる人	補助内容	適用期限	同内容工事で併用できる制度	問合せ先	所管課等	
診断	1 木造住宅耐震診断士派遣事業	①～③すべてにあてはまる住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工された地上3階以下の一戸建ての住宅又は長屋 ②延べ面積が200㎡以下のもの ③居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの	(※)耐震診断士の派遣	—	所有者	○京都市から耐震診断の専門家を派遣 (H28年度は費用無料)	平成29年1月31日まで	「木造住宅耐震改修計画作成助成事業」, 「木造住宅耐震改修助成事業」, 「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」	京安心すまいセンター 耐震・エコ助成ホットライン (Tel.075-744-1631) http://www.kyoto-jksha.or.jp/sumai/taishin/index.html	都市計画局建築指導部建築安全推進課
	2 京町家耐震診断士派遣事業	①～③すべてにあてはまる住宅 ①昭和25年11月22日以前に着工された地上2階以下の一戸建ての住宅又は長屋 ②延べ面積が500㎡以下のもの ③居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの	(※)耐震診断士の派遣	—	所有者	○京都市から耐震診断の専門家を派遣 (H28年度は費用無料)	平成29年1月31日まで	「木造住宅耐震改修計画作成助成事業」, 「京町家等耐震改修助成事業」, 「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」	京安心すまいセンター 耐震・エコ助成ホットライン (Tel.075-744-1631) http://www.kyoto-jksha.or.jp/sumai/taishin/index.html	都市計画局建築指導部建築安全推進課
計画作成	3 木造住宅耐震改修計画作成助成事業	①～⑦のすべてを満たす住宅 ①主要構造部が木造であること ②一戸建ての住宅, 長屋又は共同住宅 ③昭和56年5月31日以前に着工されたものであること ④現状の耐震診断の結果, 構造評点が1.0相当未満であること ⑤地階を除く階数が, 3以下であること ⑥居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの	(※)耐震改修計画・耐震改修の設計図書作成 ・耐震改修の工事費用の見積り ・耐震改修後の計画に対する耐震診断 ・耐震改修の事業計画書の作成 ・構造評点1.0以上となる計画であること。(現状の耐震診断が0.7相当未満である場合は, 0.7相当以上1.0相当未満の計画でも可。その場合は1.0相当以上の計画も併せて提案すること)	事業の着手前	居住者(予定を含む)又は所有者(予定を含む) ※法人も可	耐震改修の計画, 設計及び工事費用見積り等に要する費用の90% (上限15万円)	平成29年1月31日まで	「木造住宅耐震診断士派遣事業」, 「京町家耐震診断士派遣事業」, 「木造住宅耐震改修計画作成助成事業」, 「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」	京安心すまいセンター 耐震・エコ助成ホットライン (Tel.075-744-1631) http://www.kyoto-jksha.or.jp/sumai/taishin/index.html	都市計画局建築指導部建築安全推進課
木造住宅	4 木造住宅耐震改修助成事業	①～⑤すべてにあてはまる住宅 ①主要構造部が木造であるもの ②昭和56年5月31日以前に着工された地上3階以下の一戸建ての住宅, 長屋又は共同住宅 ③現状の構造評点が0.7未満の場合, 構造評点0.7以上でも可。 ④居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの ⑤建築基準法の違反がないもの	地震に対して安全な構造(構造評点が1.0以上)となる工事 ※現状の構造評点が0.7未満の場合, 構造評点0.7以上でも可。 ※1階のみの改修でも可。	事業の着手前	居住者(予定を含む)又は所有者(予定を含む) ※法人も可	①耐震改修工事に要する費用の2分の1 ②1戸当たり60万円(構造評点0.7以上1.0未満及び1階のみの改修の場合は1戸当たり30万円) ③長屋及び共同住宅の場合, 1棟当たり300万円(構造評点0.7以上1.0未満及び1階のみの改修の場合は1棟当たり150万円) ※密集市街地等において, 合わせて一定の防火対策を行う場合, 補助額最大60万円を上乗せ	平成29年3月16日まで	「木造住宅耐震診断士派遣事業」, 「木造住宅耐震改修計画作成助成事業」, 「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」	京安心すまいセンター 耐震・エコ助成ホットライン (Tel.075-744-1631) http://www.kyoto-jksha.or.jp/sumai/taishin/index.html	都市計画局建築指導部建築安全推進課
	5 京町家等耐震改修助成事業	1) 昭和25年11月22日以前に着工された伝統構法の木造住宅 2) 景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の指定を受けたもの 上記の1)又は2)の京町家等で, 以下の①～④すべてにあてはまる住宅 ①一戸建ての住宅, 長屋又は共同住宅 ②耐震診断の結果, 構造評点1.0未満と診断されたもの ③居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの ④建築基準法の違反がないもの	地震に対して安全な構造(構造評点が1.0以上)となる工事 ※現状の構造評点が0.7未満の場合, 構造評点0.7以上でも可。 ※1階のみの改修でも可。	事業の着手前	居住者(予定を含む)又は所有者(予定を含む) ※法人も可	1) 昭和25年11月22日以前に着工された伝統的軸組構法の木造住宅 ①～③のいずれか少ない額 ①耐震改修工事に要する費用の2分の1 ②1戸当たり90万円(構造評点0.7相当以上1.0相当未満の場合は1戸当たり45万円) ③長屋及び共同住宅の場合, 1棟当たり450万円(構造評点0.7相当以上1.0相当未満の場合は1戸当たり225万円) 2) 景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の指定を受けたもの ①～③のいずれか少ない額 ①耐震改修工事に要する費用の2分の1 ②1戸当たり130万円(構造評点0.7相当以上1.0相当未満の場合は1戸当たり65万円) ③長屋及び共同住宅の場合, 1棟当たり450万円(構造評点0.7相当以上1.0相当未満の場合は1戸当たり225万円) ※密集市街地等において, 合わせて一定の防火対策を行う場合, 補助額最大60万円を上乗せ	平成29年3月16日まで	「京町家耐震診断士派遣事業」, 「木造住宅耐震改修計画作成助成事業」, 「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」	京安心すまいセンター 耐震・エコ助成ホットライン (Tel.075-744-1631) http://www.kyoto-jksha.or.jp/sumai/taishin/index.html	都市計画局建築指導部建築安全推進課
	6 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	①②にあてはまるもの ①昭和56年5月31日以前に着工の一戸建ての住宅, 長屋又は共同住宅 ②居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上であること ③施工業者が京都市内に本店又は主たる事務所を置く事業者であること	建物の健全化, 屋根の軽量化など特定の耐震改修工事メニュー	事業の着手前	居住者(予定を含む)又は所有者(予定を含む) ※法人も可	○耐震性が確実に向上する改修工事をメニュー化し, 費用負担減や申請手続きを簡素化 メニューごとに工事費用の90% メニューごとに上限額あり 複数メニューの組合せ可 合計限度額60万円 ※密集市街地等において, 合わせて一定の防火対策を行う場合, 補助額最大15万円を上乗せ	平成29年3月16日まで	「木造住宅耐震診断士派遣事業」, 「京町家耐震診断士派遣事業」, 「木造住宅耐震改修計画作成助成事業」	京安心すまいセンター 耐震・エコ助成ホットライン (Tel.075-744-1631) http://www.kyoto-jksha.or.jp/sumai/taishin/index.html	都市計画局建築指導部建築安全推進課

制度名称		対象住宅・対象者等の要件	対象工事	申請時期	申請できる人	補助等内容	適用期限	同内容工事で併用できる制度	問合せ先	所管課等		
分譲マンション	診断	7	分譲マンション耐震診断助成事業	①～④を満たす住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②建築基準法の確認済証及び検査済証の交付を受けた建築物であること ③住宅の用に供する専用部分の床面積の合計が、専有部分全体の床面積の合計の3分の2を超えるもの ④耐震診断の実施について、管理組合の集会の決議があること ※耐震診断者は、所定の講習を修了し、建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に関する建築士であること。	耐震診断： ・現状の耐震診断 ・耐震診断の評価の取得	事業の着手前	マンション管理組合	耐震診断等に要する費用の3分の2 限度額： 1棟当たり200万円	平成28年12月28日まで	「分譲マンション耐震診断助成事業」・「分譲マンション耐震改修助成事業」	京都市都市計画局建築安全推進課 (Tel.075-222-3613) <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000196553.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000196553.html</a>	都市計画局建築指導部建築安全推進課
	計画作成	8	分譲マンション耐震改修計画作成助成事業	①～⑤を満たす住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②建築基準法の確認済証及び検査済証の交付を受けた建築物であること ③住宅の用に供する専用部分の床面積の合計が、専有部分全体の床面積の合計の3分の2を超えるもの ④現状の耐震診断の結果、地震による倒壊の危険性があると判定されたもの ⑤耐震改修計画作成の実施について、管理組合の集会の決議があること ※耐震改修計画作成者は、所定の講習を修了し、建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に関する建築士であること。	地震に対して安全な構造（構造耐震指標は値が0.6以上）となる耐震改修計画：耐震改修の設計図書の作成 耐震改修の工事費用の見積り 耐震改修後の計画に対する耐震診断・耐震改修の事業計画書の作成 耐震改修計画の評価の取得	事業の着手前	マンション管理組合	耐震改修の計画、設計及び工事費見積りに要する費用の3分の2 限度額： 1棟当たり200万円	平成28年12月28日まで	「分譲マンション耐震診断助成事業」・「分譲マンション耐震改修助成事業」	京都市都市計画局建築安全推進課 (Tel.075-222-3613) <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000196559.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000196559.html</a>	都市計画局建築指導部建築安全推進課
	改修	9	分譲マンション耐震改修助成事業	①～⑤のすべてを満たすもの ①昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②建築基準法の確認済証及び検査済証の交付を受けた建築物であること ③住宅の用に供する専用部分の床面積の合計が、専有部分全体の床面積の合計の3分の2を超えるもの ④現状の耐震診断の結果、地震による倒壊の危険性があると判定されたもの ⑤耐震改修の実施について、管理組合の集会の決議があること ※耐震改修計画の評価を取得したものであること	地震に対して安全な構造（構造耐震指標は値が0.6以上）となる工事	事業の着手前	マンション管理組合	耐震改修工事に要する費用の2分の1（上限1戸当たり60万円、1棟当たり4,800万円）を補助する。 ※2段階の工事に分けて行う耐震改修工事で、第1回目の工事として、ピロティ階の耐震改修工事を行う場合の上限は、1戸当たり20万円、1棟当たり1,600万円	平成28年12月28日まで	「分譲マンション耐震診断助成事業」・「分譲マンション耐震改修計画作成助成事業」	京都市都市計画局建築安全推進課 (Tel.075-222-3613) <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000196566.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000196566.html</a>	都市計画局建築指導部建築安全推進課
細街路対策		10	袋路等始端部（行き止まり通路等の入口部）整備事業	建築物が複数立ち並んでいる行き止まりの道などの入口に建っている昭和56年5月31日以前に着工された木造建築物	耐震改修と防火改修を併せて行うもの	事業の着手前	建築物の所有者又は建築物の所有者から道理を得た者	耐震改修工事と防火改修工事に係る費用の10.0%（上限250万円、トンネル路地部分のみの場合上限150万円）	随時事前協議受付		京都市都市計画局まち再生・創造推進室 (Tel.222-3303) <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-11-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-11-0-0-0-0-0-0-0.html</a>	都市計画局まち再生・創造推進室
		11	狭あい道路等整備事業	後退用地の舗装、樹木又は生垣の撤去・移設、擁壁の撤去・新設、塀の撤去・新設、側溝等の排水施設の撤去・新設、見切りブロックの新設		事業の着手前	建築主、工作物の築造主又は土地の所有者	助成金額：舗装整備費 6,900円/㎡、見切りブロックの新設 2,700円/㎡、後退用地内に存する擁壁の撤去 6,200円/㎡他（一つの敷地又は一連の敷地あたりの上限あり）	平成28年4月1日から平成29年2月末日（工事が完了）まで		京都市都市計画局建築指導課 (Tel.222-3620) <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-11-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-11-0-0-0-0-0-0-0.html</a>	都市計画局建築指導部建築指導課